告

示

過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施

( 道

路

課

:

部を改正する規則...... 社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の

政健

課祉

規

則

目

次

青

政治資金規正法による政治団体の解散の届出.

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出... 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表......

事

務

局 :

Ħ.

: :

同同同

建設業者の許可の取消し......

県三

選挙管理委員会

大規模小売店舗の変更の届出......

大規模小売店舗の新設に関する届出.

(経営支援課) ...

同

:

: :

껃  $\equiv$ 

Ŧi.

公

告

右

政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届

同

\_ ::

九

同

:

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表.......

第二千八百二十号

平成十九年 (金曜日)

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成十九年八月十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第七十六号

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則 (昭和三十七年三月青森県規

則第十五号)の一部を次のように改正する。

加 え る。 に改め、同50を同口の60とし、同口の40を同口の50とし、同口の30の次に次のように 第二条第一号ロ中(8を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、同口の(5)中「(4)」を「(5)」

二十六年法律第百九十三号) 第二条第二号に規定する公営住宅を譲り受ける のに必要な経費 住宅を増築し、改築し、 拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅法 (昭和

を③とし、同へに次のように加える。 支援学校」に改め、同二を同号八とし、同号ホを同号二とし、同号へ中⑶を削り、⑷ 第二条第一号八を削り、同号二の①中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別

ように加える。 第二条第一号中へをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、チの次に次の その他①から③までに掲げるものに準ずるやむを得ない事由によること。

IJ 経費として貸し付ける資金) 要とするものに対し、当該不動産を担保として、生計を維持するために必要な 帯で生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第二条に規定する保護を必 たり当該不動産を所有し、又は当該不動産に居住することを希望する高齢者世 要保護世帯向け長期生活支援資金 (一定の居住用の不動産を有し、 将来にわ

則

規

福浦川目線

縫道石国有林八三一林班ほ小班内まで下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一縫道石国有林八三一林班と小班内から下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一

良改 ) 築

(道路改

元平 **が成** (1)

			F		書									
路		亚	(平り	過疎	森県		この	大 東 東 東	対対	써㎞	' m	9	<b>第</b>	
線		成十	T 0	地域	告示		この規則は、	護生地大	期 全 全 全	機期 全 全	福祉資金	- - - -	를 <b>美</b>	
名		<u>九</u> 年	年かり	自立	第六	告		要保護 世帯 向 け 長期生活支援資金	活金	活金	₩ <b>&gt;</b>	<u>.</u> (	Ť D	
I		平成十九年八月十七日	令第百七十万分村道に関す	促進特別措置	青森県告示第六百八号		公布の日から施行する。					- - -	第二号様式のその一中	1
事			五号) 第一る工事を	直法 (平均			6施行する					住宅資金	福祉資金	
X			七条第二行うの	· 放 十 二		示	<b>ම</b> ූ					HI	村〉	
間	青森県知事		(平成十二年政令第百七十五号) 第七条第二項前段の規定により告示する。より次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令	過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定に			L	-  -		<u></u> を	ΙĆ			
工事の種類	Ξ		定により告後自立促進	亏)第十四				8	5,					
類	村		景り	条第										
開工 始事 日の	申		る。措置法施	項の担									<u> </u>	
日の	吾		他 行 令	定に										

公

大規模小売店舗の新設に関する届出

模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規

平成十九年八月十七日

告する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランドむつ店 むつ市中央二丁目七七の三四外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一一

代表取締役 山田 昇

Ξ 株式会社ヤマダ電機 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 山田 昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一一

大規模小売店舗の新設をする日

兀

平成二十年三月三十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、一五九平方メートル

告

3

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

一一九台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

六二台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

二一七平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四二立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 開店時刻 午前十時 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 閉店時刻 午後十時

午前九時三十分から午後十時三十分まで 来客が駐車場を利用することができる時間帯

2

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

4

午前九時から午後九時まで

届出年月日

八

平成十九年七月三十日

届出書及び添付書類の縦覧

九

1

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2

3 平成十九年八月十七日から同年十二月十七日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあっては、その執務時間内とする。

+意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

(

平成十九年十二月十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

意見及びその理由

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成十九年八月十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

弘前市大字早稲田四丁目二の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

	城座勝明	代表取締役社長	後藤敏之	代表取締役社長
元平・成六・岩	区大通西六丁	ヨーつの一 北海道札幌市中央区大通西六丁 村立会社	区大通西六丁	11一つの一 北海道札幌市中央区大通西六丁
	ングシステム	************************************	ングシステム	オガミナセントラルリーシ
変更年月日	後	变	前	变更

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一外

提出期限

兀

届出年月日

五 平成十九年八月一日 届出書の縦覧

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

期間

2

時間 平成十九年八月十七日から同年十二月十七日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

ため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができる。

平成十九年十二月十七日

2

提出先

森

青森県商工労働部経営支援課

記載事項

3

青

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定による

平成十九年八月十七日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

サンワドー 青森中央二号館

青森市青葉三丁目五の六

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

オリックス不動産株式会社

=

東京都港区浜松町二丁目四の一

代表取締役 西名弘明

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンワドー

Ξ

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役社長 中村勝弘

変更しようとする事項

兀

図面のとおり
事項 は
ができ 別店舗内 八、二二〇平方メー トル でき 更 後 変更年月 の合計内 内
変 更 前 変 更 後 変更年月 変 更 後 変更年月 変 更 前 変 更 後 変更年月 変 更 後 変更年月 変 更 前 変 更 後 変更年月 変 更 後 変更年月 変 更 後 変更年月 変 更 前 変 更 後 変 更
() 日五 か問分 けん 日五 か問分 けん 日子 か 日子
・成   更 三   年 ・   日
<u> </u>

七

置数出自駐 及入動車 び口車場 位ののの る時間帯 まで 二十一か所 出書添付図面のとおり)十九か所 (位置は、届

五 届出年月日

平成十九年七月二十四日

届出書及び添付書類の縦覧 場所

六

1

2 期間

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

3 時間

平成十九年八月十七日から同年十二月十七日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、 意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十二月十七日

2

提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

 $(\Box)$ 

意見及びその理由

4 言語

意見書は、 日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

(

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年八月十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 米内鉄工株式会社

代表者の氏名 米内 蔵人

主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字北沼ーの一三五

許可番号 青森県知事許可 (般 -七) 第九六六四号

兀 Ξ =

取消年月日 平成十九年七月十八日

取消しに係る建設業の許可

六 五

建築、 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

IJ

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十九年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

### 挙 理 委 員 会

選

青森県選挙管理委員会告示第八十七号

のとおり告示する。 団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定により政治

平成十九年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 Ш

村

能

人

政党以外の政治団体

田 木村 八戸	政治団体の名称 代表者
末はません。	表 名者
末はません。	
八戸市大字	者会 氏計 名責 任
,市大字新井田字横町三	主たる事務所の所在地
元平 成 六	年届月日出

順誠会	市政を良くする	みことの会	沢藤一雄後援会	うみねこの会	連盟門介護政治	川井健雄後援会	美 洋 会	藤娘会	豊美会	南風会	二島会	幸友会	ごうゆう会	孝創の会	阿保淳之進	三上金一後援会	天間勝則後援会
宮順下郎	新谷千恵	中野詔渡子	畑中重宏	島脇一男	中山辰巳	田中裕	坂本美洋	藤川優里	豊田美好	壬 八十 博	越後賢司	上條幸哉	工藤雄剛	小屋敷孝	阿 淳保 進	齋藤浄修	藤原泰広
宮下淑子	新谷泰造	川村尚史	秋 奈濱 都 子	島脇一男	前田覚	川井裕美	熊谷良幸	月折隆之	豊田貴光	小林正明	宇 恵都 美宮 子	井沼敬悦	石藤ミヨ	北城健	阿 淳保 之 進	三上金一	藤原泰広
むつ市中央二丁目一の六	むつ市新町一七の四〇	十和田市西十四番町三四	七むつ市大畑町兎沢ニー七の	三の一一五八戸市大字鮫町字古馬屋二	三の四九むつ市大字城ヶ沢字砂川目	久根四三の一 三戸郡南部町大字福田字西	八戸市多賀台二丁目一の六	八戸市大字常番町五の一	八戸市大字鷹匠小路一七	市野沢一六八戸市南郷区大字市野沢字	三〇の三	の三八戸市大字新井田字長塚二	八戸市一番町一丁目一の八	二九八戸市湊高台二丁目一五の	字藤巻一五一南津軽郡田舎館村大字畑中	の一一平川市碇ヶ関古懸鳥井一五	三沢市古間木山八九
元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	立	元	元	元	立	元
· 六	<b>∻</b>	<b>☆</b> 芸	<b>☆</b> 莹	辛	<b>ネ</b>	辛三	<u>ネ</u> ハ	六 五	六 五	六 五	<b></b>	<b>☆</b> 五	<b>☆</b> 五	六 五	六 五	<b>☆</b> 四	<b>☆</b> 四

七 一 九	<u></u> 캬	二八平川市碇ヶ関古懸南不動野	木村孝利	木村銀一	木村兼由後援会
÷	九・七・ 七	むつ市脇野沢本村一七	川崎正	能代信吉	会佐々木隆徳後援
<b>11.</b> • ↑	元	山の一の一の一の一の一の一の一の一の一	奈良淳子	石岡昭年	へ送る会成田善一を県政
÷	12. 10	字観妙寺八一の一〇南津軽郡田舎館村大字畑中	花田忍	福地正治	ふくち誠後援会
÷	元	の一八上北郡野辺地町字野辺地一	小 敬坂 一 朗	小坂	十符の会
÷	元	六の一七	花田均	立花敬之	敬友会
÷	元	むつ市大畑町上野九三の四	千 け賀 い 子	村林正史	千賀武由後援会
÷	一九・七・	むつ市中央一丁目九の二〇	杉山鉄雄	木下千代治	会日土じゅん後援

青森県選挙管理委員会告示第八十八号

平成十九年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部 以上の市町村の区域又は公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第二総支部 医主党 名 政治団体の 称 所の所在地 地 会計責任者 異動事項 七二の一 葛西 敏 新 二〇の二四一丁目 倉谷 政子 旧 第十二条に規定す 元平 ・成 **六** 年届 月 日出

政声の会	杉山粛後援会	会崎盛三後援	会	長内正宏後援	モリの会 アオ		<b>青</b> 森県土地家	名が団体の
代表者	代 表 者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	会計責任者	代 表 者	異動事項
澤口健蔵	武川 富士男	小笠原マサ	長内 正宏	長内正宏	葛西	岩澤進	小林 要蔵	新
杉山粛	木村定一郎	小笠原義美	鎌田吉卿	新岡良一	平山 かおり	小林 要蔵	工藤力	П
一九,六二宝	一 立 ・ 六 ・ 三	1九 六二0	_ <del></del>		一九,六一		平 成	年届 月 日出

女包人トン女台団体		石自			第民二主			木自
		石市支部			工党 総 支 部 部			有由民主党岩 大支部
	会 計	代	所主 のた	会 計	代	所主 のた	会 計	代
	会計責任者	表者	所 の 所 在 事 務	会計責任者	表者	所 の 所 在 事 務	会計責任者	表者
	村上	高樋		川村	中野渡		前田	本間
	末次	憲	三の一黒石市乙徳兵衛町	尚史	詔子	町三四十四番	明美	忠彰
	福 山	中田田	黒石	黒川	田名部	裏上 九北	柴田	石田
	フ ジ エ	博 文	黒石市山形町二九	修	匿省	裏九の七上北郡七戸町字寺	典明	純一
		元			元・六宝			元· 六二
		==			<b>☆</b>			<u>÷</u>

治理	青森県商工政	会	相馬勝治後援	会かなや昭後援	組合政治連盟	日本原燃労働	盟森市医師連	会出健治後援	後援会を指令	北の未来塾		雄二後援会	复而 重星	復師連盟	青森県柔道整	会社村司朗後援
会計責任者	所の所在地 地	会計責任者	代表者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	所 の 所 る 事 地 務	政治団体名	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	代表者
佐藤光彦	七の六青森市原別四丁目	相馬寛城	相馬勝治	工藤由蔵	中戸川 徹	宮内善浩	永井 政男	寺下 稔	片谷 圭	青森市長島二丁目	北の未来塾	八木橋次男	佐藤 金一	八木橋次男	佐藤金一	辻村 和徳
五十嵐	松元三七の一〇九青森市大字幸畑字	船橋文明	古舘春雄	高橋敬	織笠諭	田中健	成田祥耕	松尾拓爾	阿部弘治	〇の一四 字小泊字鮫貝一一 一四	北の未来政経塾	太田昭男	斎藤 尚道	太田昭男	斎藤 尚道	辻村 司朗
-	一九• 七• 一九	-1		一 ホ ・ ド ー 三		1 1 1	一九 ゼ 10	一九七九	一九七五五	一九・ 七・ 三			12. 15. 11.			立った言

政党以外の政治団体

会	髙橋文雄後援
会計	代
会計責任者	表
者	者
畑	髙橋
光 廣	誠 人
畑	福田
光 広	嘉富
ナ	ī.
-t	11.
1	

青森県選挙管理委員会告示第八十九号

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、

平成十九年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日	
鈴木重令後援会	平成元	平成元・ 六 六	
嶋中俊彦を励ます会	一九· 二· 二八	一九・六・七	
長内正宏後援会	一九· 六· 七	一 か ・ 六 ・ 二	
小笠原恒雄後援会	一八• 九•三0	一九・六・一五	
鳴海広道後援会	一个・	一九・ 六・一九	
小比類巻雅明後援会	一九• 五•三二	一九・六・一九	
伝法谷謙一後援会	九・ 六・ 二	一九・六・一九	
市ノ渡久治後援会	一九,六一	一九・ 六・二〇	
中村ひろひこ青森後援会	一九 六一九	一九・ 六・二0	

佐藤松男後援会	藤田一則後援会	白戸勝茂後援会	清野力後援会	三上純一後援会	松野武司後援会	计村司朗後援会	工藤省三横浜町後援会	政声の会	杉山粛後援会
一九・ 六・三0	一九・一・一0	一九· 六·三O	一个二十三	一个三宝	一九	一个个六	一九・	一九・六・二	元・六三
一九・七・一八	一九・七・一二	一九・七・四	一九・六・二七	一先・六・二六	一九・六・二七	一九・六・二七	一九・六・三五	一九・六・三五	一・・芸

青森県選挙管理委員会告示第九十号

を次のとおり告示する。 金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資

平成十九年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

(むつ市長)宮下 順一郎 (衆議院議員)中野渡 詔子 員) (八戸市議会議越後 賢司 員) (八戸市議会議小屋敷 孝 (八戸市議会議工藤 雄剛 (八戸市議会議島脇 一男 (八戸市議会議坂本 美洋 (八戸市議会議藤川 優里 (八戸市議会議豊田 美好 (八戸市議会議壬生 八十博 (八戸市議会議上條 幸哉 (八戸市議会議立花 敬之 員( 員 員. 員( 敬友会 順誠会 美洋会 藤娘会 南風会 三島会 豊美会 孝創の会 うみねこの会 幸 ごうゆう会 みことの会 友会 中 野 詔渡 子 壬 八生 博 宮順下 島脇一男 坂本美洋 藤川優里 豊田美好 越後賢司 上條幸哉 小屋敷孝 立花敬之 工藤雄剛 郎 一の六八戸市多賀台二丁目 一五の二九八戸市湊高台二丁目 音下五六の一七八戸市大字売市字観 の六むつ市中央二丁目 馬屋二三の一一五八戸市大字鮫町字古 の一八戸市大字常番町五 一八 の戸 八市 三四 十和田市西十四番町 野沢字市野沢一六八戸市南郷区大字市 三島上三〇の三八戸市大字白銀町字 長塚二の三ハ戸市大字新井田字 一七八戸市大字鷹匠小路 番町 一丁目 元 쿳 큤 元 ᅲ 큤 元 元 큤 큤 큤 元 **ふ** ご ニ < < < ÷ ⇡ ❖ 六 **☆** 六 夳 亖 Ħ. Ħ. Ħ. Ħ. Ħ. Ħ. Ħ.

# 青森県選挙管理委員会告示第九十一号

金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による資 同法第十九条の二第一項の規定に

### より告示する。

## 平成十九年八月十七日

# 青森県選挙管理委員会委員長

Ш

村

能

人

(衆議院議員)		(公職の種類) 届出者の氏名	
北の未来塾		体の名 で を 管理団	
在務主 地所た のる 所事	称団資 体金 の管 名理	異動事項	
丁目一二の六	北の未来塾	新	Ì
一鮫町北 四貝字軽 一小泊字 の字泊	塾の未来政経	旧	
一元・ 成 ・ 三		年届 月 日出	

# 青森県選挙管理委員会告示第九十二号

金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に より告示する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による資

## 平成十九年八月十七日

## 青森県選挙管理委員会委員長 Ш

村

能

人

法第十九条第三項第一号による届出

黒石市油横丁二六
を 在事 務

## 法第十九条第三項第二号による届出

杉山 粛 むつ	代表者の氏名
長	類の
政声の会	名のでは、おりては、おりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
丁目九の八むつ市小川町二	所 在 地
平成元・六・宝	届出年月日は全番の

### 備考

管理団体の届出をした者の氏名は杉山粛、公職の種類はむつ市長である。 政声の会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)